平成２４年（フ）第２２７２号
大阪府東大阪市柏田西３丁目12番38号
債務者　山口美千代
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２３４６号
大阪市淀川区東三国６丁目22番４―107号、前住所大阪市淀川区東三国６丁目19番11号
債務者　濵田　孝子
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３７号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿甲300番地５　ニューウインドハウス今寺B101号
債務者　古川　竜太
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第５９号
岐阜県羽島市福寿町平方1147番地１　タウニーＮｏ．３―101号室
債務者　森　　龍一
1　決定年月日時　平成24年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第８７号
岐阜市宇佐南１丁目４番３―601号　ハイツ南
債務者　江良冨美代こと　江良富美代
1　決定年月日時　平成24年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１０１号
岐阜県瑞穂市唐栗229番地
債務者　若園　忠嗣
1　決定年月日時　平成24年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１２２号
岐阜市柳津町丸野２丁目151番地
債務者　竹市三津枝
1　決定年月日時　平成24年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第２２号
秋田県大仙市蛭川字石山下29番地
債務者　田口　美次
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２４年（フ）第５６２号
名古屋市中区栄５丁目８番32号　ミスターワシントンビル701号
債務者　渡辺英史こと　渡邉　英史
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７１１号
名古屋市瑞穂区新開町24番12号　市営南新開荘１棟718号
債務者　西野　恵里（旧姓吉田・岡田）
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２８号
滋賀県彦根市尾末町９番２号、前住所滋賀県彦根市高宮町1392番地４
債務者　工藤　良子
1　決定年月日時　平成24年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第１２４４号
神戸市中央区中山手通１丁目15番７―505号
債務者　多田　　稔
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３０２号
神戸市須磨区南落合１丁目24番10―913号
債務者　本田　浩二
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３５８号
神戸市長田区腕塚町５丁目５番１―1103号
債務者　横山　三郎
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３９号
愛媛県今治市北日吉町１丁目10番30号　青野マンション201号、旧住所愛媛県今治市桜井団地１丁目34番地１
債務者　由本　美香
1　決定年月日時　平成24年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２４年（フ）第６８号
長崎県長崎市滑石６丁目10番21号
債務者　橋川　映子（旧姓小曽根）
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１２６号
宮崎市大字小松2537番地１
債務者　山本　百花
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
宮崎地方裁判所破産係